

京都市告示第619号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年1月20日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
皆山緯15号線	下京区東塩小路高倉町13番地の1地内	旧	メートル 23.50	メートル 4.00～15.70
		新	23.50	4.00～7.70

(建設局土木管理部道路明示課)